



平成23年 岐阜中RC
職業分類委員会担当卓話

不動産登記制度の改正について

平成23年9月20日(火)

会場 岐阜都ホテル

1-1 政府における電子政府構築計画

1. 平成6年8月 高度情報通信社会推進本部内閣に設置
2. 平成6年12月 行政情報化推進基本計画
 - ・行政情報の電子化と高度利用及び行政サービスの高度化
 - ・情報システム及び執務環境並びに通信ネットワークの高度化
3. 平成9年12月 行政情報化推進基本計画改定
 - ・申請手続等の電子化とインターネットによる行政情報提供の推進
 - ・霞ヶ関WANの活用による広域ネットワークの整備
4. 平成11年11月 ミレニアム・プロジェクト 決定
 - ・情報化、高齢化、環境の3分野に産学官共同のプロジェクト構築
 - ・2003年までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットで行なえる電子政府の基盤構築
 - ・2005年までに、超高速のインターネットを自由自在に活用して、情報の入手、処理、発信ができる、インターネットおよびコンピューティング環境の構築

1-2 政府における電子政府構築計画

5. 平成12年7月 情報通信技術戦略本部(**IT戦略会議**)設置
6. 平成12年11月 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(**IT基本法**)成立
7. 平成13年1月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(**IT戦略本部**)設置
8. 平成13年1月 **e-Japan戦略**を決定
 - ・**2003年(平成16年)までに電子政府の実現**
 - ・2005年(平成18年)までに超高速アクセスが実現可能な環境整備をおこない、**世界最高水準のIT国家**を目指す
9. 平成13年3月 **e-Japan重点計画**を決定
10. 平成13年6月 **e-Japan2002プログラム**を決定
 - ・各省庁の年次プログラムとして、平成14年度IT重点施策に関する基本方針の決定

1-3 政府における電子政府構築計画

11. 平成14年3月 行政手続オンライン化関係3法成立

12. 平成14年6月 **e-Japan重点計画-2002**を決定

- ・ **e-Japan重点計画**の325の具体的施策の実施を受けて、新たに、31

8

の施策の策定により、e-japan計画の前倒しを決定

- ・平成14年9月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の設置

13. 平成15年7月 **e-Japan戦略 II**

- ・IT戦略の第1期の柱である基盤整備は達成されつつあることを受けて、IT戦略本部の役割強化(進捗管理、事後評価、重複投資の回避のため評価機関の設置)

- ・これまでの基盤整備の成果を受け、IT利活用の新しい目標を構築す

る、

e-Japan重点計画-2003概要を8月に決定

14. 平成15年7月 **電子政府構築計画** 決定

- ・利用者本位の行政サービス及び予算効率の高い簡素な政府の実現を目標とする

1-4 政府における電子政府構築計画

15. 平成16年6月 電子政府構築計画一部改定決定

- ・計画の評価と見直しのため、複数年度に亘る主要施策の経費と効果の明示を実施する

16. 平成16年12月 利用促進行動計画 閣議決定

- ・添付書類のオンライン化（登記申請は平成17年8月末までに）
- ・オンライン利用の処理期間の短縮など国民・企業の利用の促進方を策定（平成17年度末）
- ・登記については全国の登記所を順次オンライン化を実施する。
（平成20年度のできるだけ早い時期に実現する。）

17. 平成18年1月 IT新改革戦略計画 閣議決定

- ・「世界一便利で効率的な電子行政」オンライン申請・届出の利用促進や、効率的な情報システムの調達などを旨とする。
オンライン申請・届出については、平成22年（2010年）までに、利用率50%という目標が掲げられた。

ここがポイント！！

2 自民党政務調査会からの政府への申し入れ

I T 新改革戦略計画を踏まえて

- ・ 例外なく平成22年までに利用率50%を達成すること。 **ここがポイント！**
- ・ **利用者のニーズが大きい登記手続きは平成20年度までに、オンライン利用率を50%以上にする。**
- ・ オンライン申請にあたって、登録免許税の引き下げ等大胆なインセンティブ措置を検討すること。
- ・ 申請人の電子署名が必要な場合でも、土地家屋調査士のような資格者代理人を通じて行われる場合は、代理権の存在を別途確認する方策を講じる等~~を~~とうえで、**代理人のみの電子署名**で手続きができるように検討すること

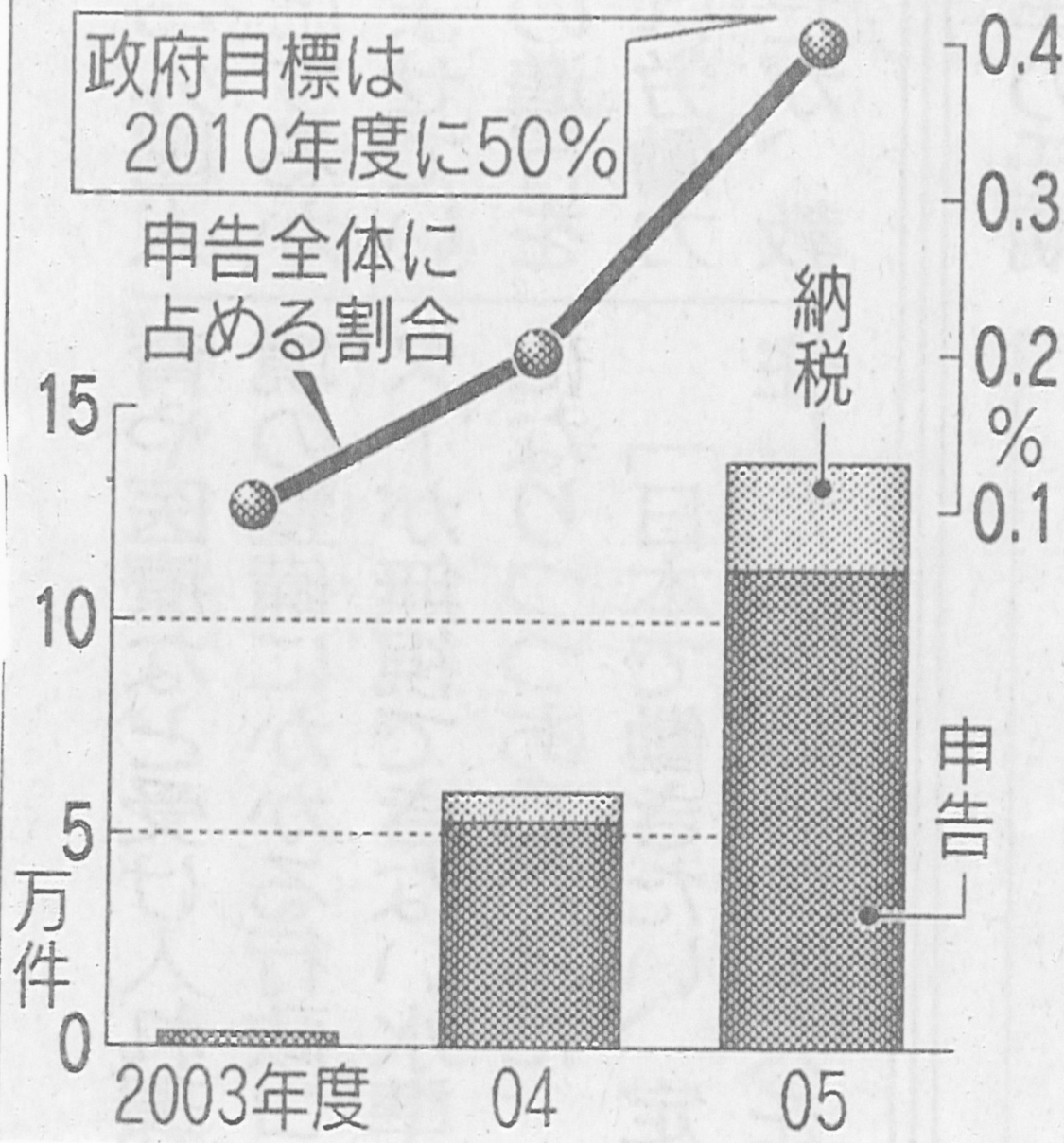
ここがポイント！！

平成18年3月末現在の登記所の現状

第1 登記所の現状

1. 不動産登記所数 465/584 **ブックレス化 79.6%**
(参考 **平成16年8月末** 435/673 ブックレス化 64.3%)
2. 不動産登記申請件数 1700万件(表示登記 630万件)
3. オンライン指定庁 平成17年度 115庁
平成18年度 **?** **ここがポイント!**
- オンライン申請件数 権利の登記・表示登記合わせて**224**件
4. 登記情報交換システム利用状況
16年8月現在 局内交換 1029件 平成18年3月現在
局間交換 1210件
5. 情報提供システム利用状況
16年8月実績 1日あたり 650件 平成18年3月現在

電子申告・納税の利用状況



E-TAX

2004年6月開始

2005年度実績

112,000件
(全体の0.4%)

参考

韓国	法人	90%
	個人	40%

日本経済新聞 朝刊

平成18年5月8日

第1 改正の背景

(1) 電子政府の実現

(オンライン登記申請制度の導入)

(2) 制度上の改正の必要点

- ① 登記簿の磁気ディスク化への規定改正**
- ② 地図の電子化の制度化**
- ③ 条文の現代語化**

2. 主な改正点

(1) オンライン登記申請制度の導入

① 完全オンライン申請

② 特例オンライン申請

③ 書面申請

(2) 当事者出頭主義の廃止

(3) 登記識別情報通知・提供制度の導入

- 登記済証制度の廃止
-

② 登記識別情報通知(12桁英・数字)

③ 登記識別情報の提供

(3) 登記識別情報通知・提供制度の導入

④ 登記識別情報の不発行の申出

⑤ 登記識別情報の失効の申出

⑥ 不正登記防止と登記官の本人確認

ア. 捜査機関等からの通報

イ. 登記義務者からの不正登記防止申出

ウ. 申請権限のない申請・・・却下(新設)

(4) 登記済証書(権利書)がない場合の 対応制度の改正

- ・ 旧制度

- ア. いわゆる保証書制度を前提

- イ. 法務局から問い合わせによる確認

- ・ 事前通知・・・所有権に関する登記

- ・ 事後通知・・・上記以外の登記

② 改正後

- ア. 資格者代理人による本人確認情報の提供

- イ. 法務局からの問い合わせによる事前確認通知制度
本人受取郵便制度の創設

(5) 登記原因証明情報の提供を必須とする 制度設計

- 申請書副本の廃止
-
-
- 登記原因証明情報の提出

(6)コンピュータ登記簿を原則とする制度の導入

(7)地図等の電磁的記録化を可能とする制度の導入

(8) 条文の現代語化

結 語

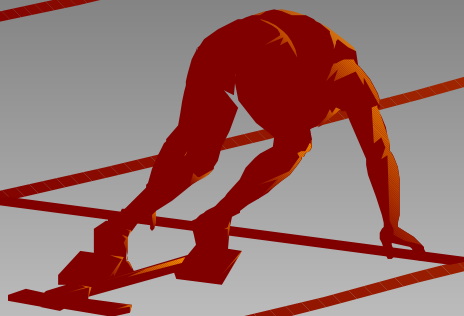
実は、今回の不動産登記法の改正に前後して、不動産登記手続きを生業とする、司法書士・土地家屋調査士の各士業の法改正が行われました。

登記制度における物権変動をいかに忠実に登記情報として登記制度で公示をするか、そのためには、資格者には、代理人として、本人の登記意思能力を含めての本院確認、対象物件の確認、そして、物権変動である各種契約の内容について、今まで以上の、慎重さが要求されており、懲戒請求事例が増えています。

この点については、皆様にも、資格者代理人の辛さをご理解いただき、**紛争の防止に向けた業務処理**ご協力いただきますことをお願いして終わりとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

清聴に感謝



馬渕総合登記測量事務所
所 長 馬 渕 良 一